

使用料規程 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由														
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月 1日届出 一部変更 平成18年9月 8日届出 一部変更 平成20年3月 7日届出 一部変更 平成22年6月28日届出 一部変更 平成24年4月13日届出 一部変更 平成25年3月 1日届出 一部変更 平成26年3月18日届出 <u>一部変更 平成26年9月17日届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組 (コマーシャルを除く)</u></p> <table border="1" data-bbox="89 1470 1157 1890"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>情報料又は広告料等収入がある場合</th> <th>収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">レコード実演使用 時間比</td> <td>a. 50%超</td> <td>情報料及び広告料等収入の4.5%</td> <td>1時間当たり4.8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>b. 20%超 50%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の3.6%</td> <td>1時間当たり2.4円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>c. 10%超 20%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の2.7%</td> <td>1時間当たり0.8円に番組当たり総</td> </tr> </tbody> </table>			情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合	レコード実演使用 時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の4.5%	1時間当たり4.8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の3.6%	1時間当たり2.4円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の2.7%	1時間当たり0.8円に番組当たり総	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月 1日届出 一部変更 平成18年9月 8日届出 一部変更 平成20年3月 7日届出 一部変更 平成22年6月28日届出 一部変更 平成24年4月13日届出 一部変更 平成25年3月 1日届出 一部変更 平成26年3月18日届出</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>有線放送事業者が有線放送するテレビ番組を放送と同時にストリーム送信する場合の規程を追加した。</p>
		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合													
レコード実演使用 時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の4.5%	1時間当たり4.8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額													
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の3.6%	1時間当たり2.4円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額													
	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の2.7%	1時間当たり0.8円に番組当たり総													

使用料規程 新旧対照表

新規程				旧規程	変更理由						
	d. 10% 以下	情報料及び広告料等収入の 1.8%	ストリーム時間を乗じて得た額								
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする									
<p>(4) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p>(5) その他の番組 上記（1）から（4）以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>3. 放送等と同時の事業者向けストリーム送信を目的とする利用 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送を行う有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）を、当該放送等の対象地域に所在する事業者に向けてストリーム送信する利用（移動受信端末以外の装置を用いてラジオ番組を受信する場合に限る）について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">情報料又は広告料等収入がある場合</th> <th style="width: 50%;">収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">情報料及び広告料等収入の 7.25%</td> <td style="text-align: center;">1 時間当たり 4 円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最低使用料は、1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(本章の備考)</p> <p>(略)</p> <p>(2) この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>① 非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. (4) 及び 2. (4) にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. (4) の使用料を上限とする。</p> <p>(略)</p>				情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合	情報料及び広告料等収入の 7.25%	1 時間当たり 4 円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額	最低使用料は、1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする		<p>(3) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p>(4) その他の番組 上記（1）（2）（3）以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(本章の備考)</p> <p>(略)</p> <p>(2) この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>① 非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. (4) 及び 2. (3) にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. (4) の使用料を上限とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第 4 条第 2 項（3）を新設した為、号数を変更した。</p> <p>第 4 条第 2 項（3）を新設した為、表記を変更した。</p> <p>衛星放送事業者が放送するラジオ番組または、有線放送事業者が有線放送するラジオ番組を、事業者に向けて放送と同時にストリーム送信する場合の規程を追加した。</p> <p>第 4 条第 2 項（3）新設に伴い、号数を変更した。</p>
情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合										
情報料及び広告料等収入の 7.25%	1 時間当たり 4 円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額										
最低使用料は、1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする											

使用料規程 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規程は、平成14年4月1日から実施するものとする。 2. 本規程のうち、第3条乃至第12条は、平成18年10月8日から実施するものとする。 3. 本規程のうち、「第3条の3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第3条の5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第4条の1(2). コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組(コマーシャルを除く)」の規定については、平成20年4月7日から実施する。 4. 本規程のうち、第11条は平成22年7月29日から実施する。 5. 本規程のうち、第1条は平成24年5月14日から実施する。 6. 本規程のうち、第11条は平成25年4月1日から実施する。 7. 本規程のうち、第4条第1項(3)は平成26年4月18日から実施する。 8. <u>本規程のうち、第4条第2項(3)及び第4条第3項は平成26年10月17日から実施する。</u> 	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規程は、平成14年4月1日から実施するものとする。 2. 本規程のうち、第3条乃至第12条は、平成18年10月8日から実施するものとする。 3. 本規程のうち、「第3条の3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第3条の5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第4条の1(2). コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組(コマーシャルを除く)」の規定については、平成20年4月7日から実施する。 4. 本規程のうち、第11条は平成22年7月29日から実施する。 5. 本規程のうち、第1条は平成24年5月14日から実施する。 6. 本規程のうち、第11条は平成25年4月1日から実施する。 7. 本規程のうち、第4条第1項(3)は平成26年4月18日から実施する。 <p><u>(新規)</u></p>	<p>実施期日を追加した。</p>